

## 新たに森林の土地の所有者となった旨の届出について ①

### 改正森林法の規定の趣旨

新たに森林の土地の所有者となった場合に市町村長への届出を義務づけ（法第10条の7の2）、森林の土地の所有者の異動を把握

森林所有者の把握により、森林法に基づく施業の勧告、伐採及び伐採後の造林の届出に係る命令等を円滑に実施できることを期待

（森林の土地の所有者となった旨の届出等）

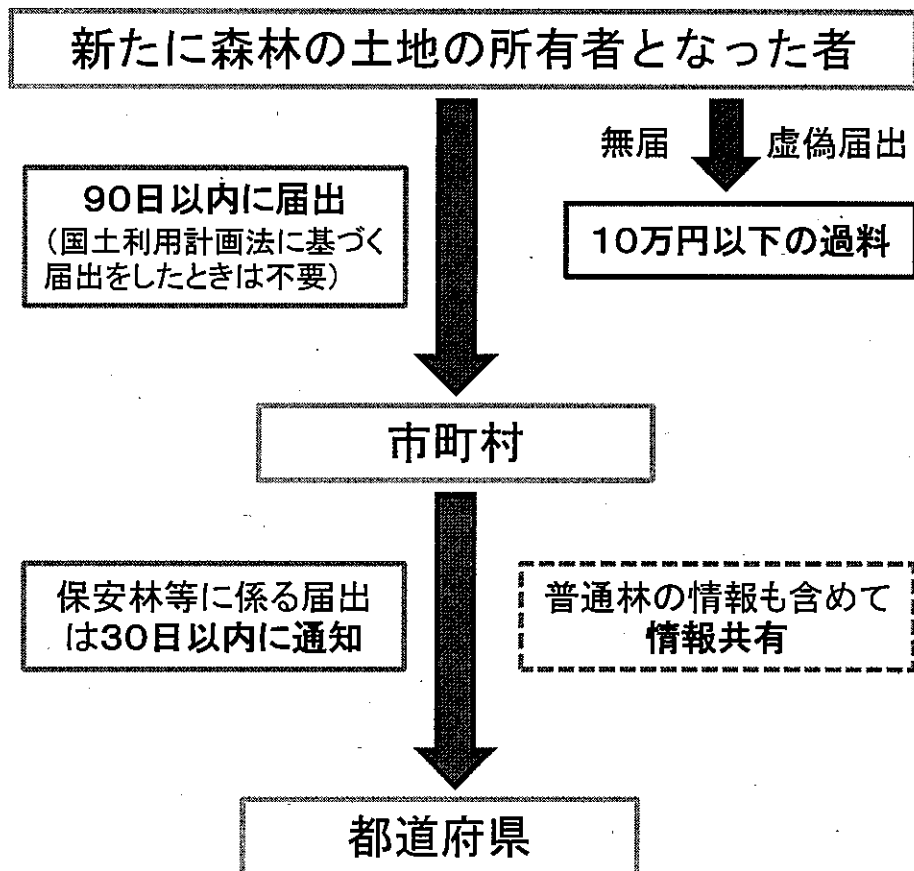
第十条の七の二 地域森林計画の対象となつている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続きに従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る民有林が第二十五条若しくは第二十五条の二の規定により指定された保安林又は第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

第二百十四条 第十条の七の二第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

## 新たに森林の土地の所有者となった旨の届出について ②

### <届出の流れ>



### 届出が必要となる場合

- ・ 売買による森林の土地の取得  
ただし、森林を含む土地について、次の面積の売買は国土利用計画法に基づく届出を行わなければならないため森林法上の届出は不要  
市街化区域：2,000m<sup>2</sup>以上  
その他の都市計画区域：5,000m<sup>2</sup>以上  
都市計画区域外：10,000m<sup>2</sup>以上
  - ・ 相続又は贈与による森林の土地の取得
  - ・ 無償譲渡による森林の土地の取得
  - ・ 森林の土地を所有している法人を買収（法人名義の変更を伴うもの）したことによる森林の土地の取得
- など

# 新たに森林の土地の所有者となった旨の届出について ③

## 届出の手続き

### ○ 届出の期間 【省令】

新たに森林の土地の所有者となった日から90日  
以内に市町村長に届出

### ○ 届出に記載する事項 【告示】

- ・ 土地所有者となった者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名
- ・ 旧土地所有者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名
- ・ 土地所有者となった年月日
- ・ 土地の所有権の異動の原因
- ・ 土地の所在、面積

※ 備考として、森林の土地の用途、境界の把握の有無その他必要な事項を記載

### ○ 届出の添付書類 【省令】

- ・ 当該土地の登記事項証明書
- ・ 権利取得の原因となる事実を証する書面  
(土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書等の写し)
- ・ 当該土地の位置を示す図面  
(任意の図面に大まかな位置を図示)

## ＜届出書の書式案＞

森林の土地所有者届出書

年 月 日

市町村長 殿

住 所

届出人 氏名 [法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名] 印

次のとおり、新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

記

所有権の移転 に関する事項	前所有者の住所		前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)			
	所有者となった年月日		所有権移転の原因			
	年	月 日				
土地に関する 事項	番号	土地の所在及び地番			面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字 地番		
	1					
	2					
	3					
					計	
備考						

**注意事項**

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その存する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積はヘクタールを単位とし、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無、その他参考となる事項を記載すること。

## 新たに森林の土地の所有者となった旨の届出について ④

### 保安林等に関する届出の知事への通知

#### ○ 通知の方法 【省令】

市町村長は、保安林又は保安施設地区に係る届出について、届出のあった日から30日以内にその写しを添付して、都道府県知事に通知。

#### ○ 通知の周期

届出があった都度、通知を行うのではなく、まとめて通知することも可能  
(例えば、月前半にあった届出は月末までに、月後半にあった届出は翌月前半に、それぞれまとめて通知するという方法が考えられる)

#### ○ 通知を受けた都道府県の対応

届出情報を基に保安林台帳や保安施設地区台帳に記載されている森林所有者に関する情報を更新。

※ 保安林等であるかどうかについては、

- ① 森林簿における情報
- ② 登記書の確認

等の方法により、市町村が把握できる範囲内で判定することが考えられる。

### <通知の鑑の案>

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長 印

保安林等に係る森林の土地の所有者となった旨の届出の内容について(通知)

森林法第10条の7の2第1項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出について、保安林及び保安施設地区の区域の森林に係る届出があったので、同条第2項の規定に基づき通知する。  
なお、届出書の内容は、別添の届出書の写しのとおりである。

(注) 一定期間内に届け出られた複数届出書について通知を行う場合には、その期間及び届出の数を記載すること。